

# 佐賀県立図書館一般資料収集基準

令和5年4月1日制定

## 1 目的

この基準は、佐賀県立図書館資料収集方針に基づき、一般資料の選択に当たって、必要な事項を定めるものとする。

## 2 収集の内容及び基準

別表のとおり

なお、収集に当たっては、原則として複本は所蔵しないこととする。

佐賀県立図書館一般資料収集基準表

収集の基本方針(収書方針)	内 容	基 準
(1)佐賀県立図書館運営方針に従い、県民が必要とする資料を各分野にわたり幅広く収集する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各分野の参考図書は幅広く収集する。</li> <li>・各分野の基本的な古典、名著、全集、選集、著作集等は優先的に収集する。</li> <li>・行政刊行物は各種報告書を中心に収集する。</li> <li>・各分野の受賞作品は優先的に収集する。</li> </ul>	<p><b>【参考図書】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・百科事典、各分野の辞典、辞書、用語集、便覧、ハンドブック、人名録、法令集、判決集、条約集等を収集し、所蔵資料の改訂版は基本的に収集する。</li> <li>・各分野の基本的な年鑑、年報、白書等は継続して収集する。</li> <li>・地図帳については、日本及び世界の最新のもの収集する。</li> </ul> <p><b>【基本図書】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各分野で収集する資料は、大学の基礎科目程度の内容を持つものとする。</li> <li>・情報科学に係る資料は、最新技術の動向に十分留意して収集する。</li> </ul> <p><b>【専門書】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定分野を対象とした高度な内容の学術書などについては、県全体で広域的に利用が見込まれるものを収集する。</li> </ul> <p><b>【視聴覚資料】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・古典音楽、伝統芸能（落語、民謡等）を収集する。</li> <li>・歴史的、文化的に著名な日本文学、世界文学等の作品を朗読したものを収集する。</li> </ul>
(2)市町立図書館を支援する中核的（基幹）図書館としての機能を十分果たし	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町立図書館を支援するために必要な、各分野の資料を幅広く収</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町立図書館を支援するために次のような資料を収集する。 広域的に利用が見込まれる</li> </ul>

<p>うる専門的な資料の収集に努める。</p>	<p>集する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県立図書館が備えるべき専門書、学術書を収集する。</li> </ul>	<p>学術的、専門的な資料 新しい知識や情報を提供するための分野の資料 教養、レクリエーション、生涯学習等に役立つ、専門的視点により記述された資料</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・図書館学及び図書館関係資料は積極的に収集する。</li> </ul>
<p>(3) 県民や地域の課題解決を支援するために役立つ資料を収集する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各分野の課題解決に役立つ入門書、概説書、実用書を収集する。</li> <li>・各分野の入門書、概説書については専門的視点によるものを収集する。</li> <li>・実用書はレファレンスに有効なものを収集する。</li> <li>・専門書、学術書についてはその内容が重複しないように収集する。</li> <li>・県政の重要施策に関する資料を積極的に収集する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・課題解決を支援するために次の分野の資料を収集する。 ビジネス支援 法務情報 医療・健康情報 行政支援</li> <li>・その他、社会情勢等の変化により課題解決支援の必要性が高くなった分野に関する資料を収集する。(子育て、高齢者の介護や福祉、防災防犯対策等)</li> <li>・県政重要施策に関する資料は、入門書、概説書、研究書、史料まで体系的に収集する。</li> <li>・特に県民の意見が大きく分かれる県政の重要な課題で、県民が判断するために県立図書館の情報提供が必要なものとして、館長が指定した課題に係る資料については、できるだけ収集する。</li> </ul>
<p>(4) 地域の歴史、文化、産業等に関する郷土資料を積極的に収集する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各分野で地域の特性に関わりの深い歴史、文化、農林水産業や窯業等の産業についての資料は積極的に収集する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の各分野にわたる、過去、現在、将来を展望できる次の資料を収集する。 歴史、文化、産業に関する県史、市町村史誌類、図録、目録等</li> </ul>

		<p>地域出身の人物に関する伝記類</p> <p>地域在住、出身者の作品集</p> <p>その他、郷土に関する資料</p>
<p>(5)時代や社会の変化に対応した情報提供に資する資料を収集する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国際化の進展にともない、外国図書や国際交流に関する資料を積極的に収集する。</li> <li>・その他、情報提供に関する資料を積極的に収集する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・世界の言語に関する辞書や専門書を収集する。</li> <li>・各国の現状を理解できる資料は、最新版を収集する。</li> <li>・資料は、専門的視点により記述された入門書、概説書、研究書まで体系的に収集する。</li> <li>・佐賀県立図書館が実施する企画展示に必要な図書を収集する。</li> </ul>
<p>(6)児童の発達、教育の視点から必要になる資料を全点収集する。</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・幼児から児童を対象とした資料を収集する。</li> <li>・児童が読書の楽しみを発見し、人格の形成、読書習慣の形成に役立つ資料を収集する。</li> </ul>
<p>(7)複本の対象資料</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・好生館分室に排架する資料は必要に応じて複本を収集する。</li> <li>・蔵書のうち長期間利用に供することができない資料のうち特に必要な資料については複本を収集する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・好生館分室に排架する複本の対象は、次のものとする。</li> </ul> <p>日野原文庫用図書</p> <p>医療関係図書</p> <p>参考図書（辞書等）</p> <p>郷土関係図書</p> <p>文芸書（日本の現代小説）</p>

#### 附則

この基準は、平成24年4月1日から適用する。

この基準は、平成25年1月21日から適用する。

この基準は、平成25年12月5日から適用する。

この基準は、平成27年10月8日から適用する。

この基準は、令和5年4月1日から適用する。